小川町立東中学校
いじめ防止等のための基本的な方針

令和５年５月改訂

小 川 町 立 東 中 学 校

目次

はじめに　3

第１　小川東中学校基本方針の策定　3

第２　いじめの定義といじめに対する基本的な認識　4

第３　いじめ防止等のための対策に関する事項　7

１　いじめ防止等のために本校が実施する施策　7

（１）本校におけるいじめ防止等の対策のための組織の設置　7

（２）本校におけるいじめ防止等に関する措置　8

２　重大事態への対処　１３

（１）重大事態への対処の流れ　１３

（２）町教育委員会または本校による調査　１４

第３　その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項　１７

＜資料＞　年間行事予定　１８

はじめに

小川町立東中学校いじめ防止等のための基本的な方針（以下「東中学校基本方針」という）は、これらの対策を更に実効的なものとし、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・埼玉県・町・学校・家庭・地域その他の関係者が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、いじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）第１３条の規定に基づき、本校の実情に応じ、本校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものである。

第１　小川町立東中学校基本方針の策定

> （学校いじめ防止基本方針）
> 第１３条　学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

本校は、法の趣旨を踏まえ、国の基本方針、埼玉県基本方針及び町基本方針を参酌し、本校の実情に応じ、本校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定める。

学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがある。

・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校のいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となる。
・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。

また、東中学校基本方針の策定に当たっては、次の点に留意した。

・本校の実情に応じ、いじめ防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止や早期発見、いじめへの対処が、本校において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずるべき対策の内容を具体的に記載する。また、いじめ防止等に係る日常的な取組の検証・見直しを図る仕組みや、本校におけるいじめの防止に資する啓発活動や教育的取組を具体的に定める。
・年間計画を定め、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
・取組の実効性を高めるため、東中学校基本方針が、本校の実情に即して機能しているかを点検し、必要に応じて見直すというＰＤＣＡサイクルを盛り込む。
・東中学校基本方針に基づく取組の実施状況等を学校評価の評価項目に位置付け、その評価結果を踏まえ、学校におけるいじめ防止等のための取組の改善を図る。

なお、策定した東中学校基本方針については、ホームページへの掲載その他の方法により公開するとともに、その内容を、入学時や各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明するものとする。

第２　いじめの定義といじめに対する基本的な認識

１　いじめについて

（１）いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、 当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法　第２条）

（２）いじめの基本的認識

学校では、「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こり得る」との認識のもと、いじめの未然防止に全力で取り組みます。いじめを発見したら、関係機関と協力して早期解決を図るとともに、被害にあった子供に寄り添い守ります。

（平成２４年１１月　埼玉県　いじめ撲滅宣言より）

（３）いじめの防止等に関する基本的な考え方

○いじめは、どの生徒にもどの学校でも起こり得ることを踏まえ、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であると考える。全ての生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

○いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要であると考える。ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、積極的にいじめを認知することが必要である。

○いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる生徒に対して事情を確認し、適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要であると考える。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

○社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要であると考える。いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。

本校では、いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子にも起こり得るという共通認識を持ち、指導を行うことを確認している。「一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じている」事例への対処には、その**苦痛を感じている生徒に寄り添い、解決に向けた方策を具体的に実行する**。

いじめの背景には多くの要素が関係して生じることも多い。よって先ず職員は、いじめに関する指導は、毅然とした姿勢で臨み、**単なる上辺だけの解決に留まらないよう、該当学年職員等を中心に管理職からの指導と生徒指導部・教育相談部との連絡、相談、検討から、実効のある対応を即時、かつ適切に行うように、組織的な指導体制で臨む**。

いじめへの対処の重要性もさることながら、いじめの未然防止に向けた取組をさらに重要視する。

その取組として積極的な生徒指導を日頃から推進する。積極的な生徒指導とは、「生徒一人一人のよさや可能性を伸ばし、互いによりよく成長しようとする」ことを目指した指導であり、自己指導能力を育成する指導である。生徒一人一人が、よりよい学校生活を目指し互いに協力し、自主的・自治的な活動を行いながら、学校生活の理想を求め、その実現に向け努力を継続することこそ、望ましい集団への成長に繋がる。

様々な場面における教育活動によって行われるものであるから、**職員は目の前の生徒の望ましい心身の育成が図られることを目指して、単なる指導の伝達に留まらず、指導後の生徒の変容を分析し、人格の完成の観点から次の指導の方策を検討し、実行する**ように努める。

望ましい集団を形成していこうとする過程において、生徒は時に自己中心的な見方・考え方に陥ることがある。適時適切な指導を行っていくことこそ、いじめや重大な問題行動への展開を止めることができると考える。よって、積極的な生徒指導を推進し、常に、目の前に生徒がいれば、その生徒の自己指導能力を育成する観点から指導し、見届けを行うことを実践する。

２　いじめの未然防止

（１）教師の姿勢

①いじめを許さない姿勢を示す

いじめに対する指導の根本は、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実がこれまでにも繰り返し生じていることの認識から始まる。職員は、目の前にいる生徒の全体的な雰囲気（様相、言動等）に惑わされることなく、「落ち着いた雰囲気からいじめはないものだ」という思い込みを捨て大人の**目の届かぬ所で起こりうるものという捉え方が重要**である。大人はいじめに向かわせない毅然とした対応を示す事が重要である。

②親身の指導を心掛ける

職員は、被害を受けている生徒（訴えのあった生徒、または、被害を受けていることを職員が確認した生徒、情報のあった生徒等）に対して寄り添い、先ずは守る姿勢を持って対応する。被害を受けている生徒の訴えを受け入れ肯定的に理解するとともに、解決に向けた取組をともに模索し、その方針を立てる。

また、日頃の生徒同士の会話(休み時間、給食中)や、仕草、ある特定な生徒に対する言動などが、差別的、批判的な様子と受け止められる時や、感じられる時は、ためらわず指導（言動の背景や解釈の指導）を行う。

③教育相談活動の充実を図る

早期発見・早期解決においては、日頃の職員と生徒または、生徒相互の望ましい人間関係の構築、また身近な大人との信頼関係を築いておく必要がある。学校経営方針のもと、教育相談のあり方を充実させる。

④職員の指導・姿勢

いじめが起きていないときの指導を大切にし、一人一人の様子を丁寧に把握し、変化に敏感な姿勢を持ち、小さなサインを見逃さない。また、自分の学級や学校に深刻ないじめが発生しうると言う危機感を常に持ち続ける。

教師の言動が生徒を傷つけたり、からかいやいじめの原因を生み出したりしないよう細心の注意を払う。

（2）わかる授業づくり、いじめを許さない学級づくり、学校づくり

①学習指導

学業不振やその懸念のために、主体的に取り組む意欲を失いがちになる。この生徒を対象にした必要な支援がなければ、集団からの疎外感、無気力、怠惰的な傾向に結び付く可能性がある。よって、一人一人の個に応じた学習の支援を組織的に、時期的に行う体制を整える。また、授業において、学ぶ喜びを味わわせ、学ぶ意欲を育むことができるよう実践する。学ぶ喜びを体験させることがいじめを予防することを学校全体で認識し、授業改善の研究を積極的に行う。

②道徳教育の推進

道徳教育は生徒の道徳的心情、判断力、実践意欲や態度等の道徳性を育成することを目的とする。学校は「望ましい集団の育成」を目指し、地域や社会の一員として成長すべく素養を育成する場であり、とても重要である。よって職員は、道徳の時間を大切にすることはもちろんのこと、生徒の道徳性を育成するために、一人一人の日頃の言動や学習に向かう姿勢、特別活動、部活動、当番活動などそれぞれの場面を観察し、何らかの変化が見られれば、指導のきっかけとすることが肝要である。そして、その様子を見ようとするのではなく、目の前にいる一人一人の生徒を大切にし、健全に成長していくことを望み、期待する思いと願いを持って生徒を見守る。

③人権教育の推進

「基本的人権の尊重」「こども基本法」の精神における「差別・偏見」から侵害されている現状を見直すこと、すべてのこどもが健全かつ適切に育てられることはとても重要であり、その克服を自覚することが大切である。

学校職員や地域社会の大人と生徒がともに、今後の社会のあるべき姿を創造し、人権問題を解決するためにできることを模索する資質や能力を育むことが重要である。

④学級経営の充実

生徒が大半の時間を過ごす学級を健全に経営する。そのために、生徒の気持ちを共感的に受け止め、学級に一人一人の安心できる居場所を作る。常に見守り、身の回りの問題を自分たちの力で解決していく支援をする。また、自己肯定感を育んでいく中で、自分のよさと他人のよさを大事にさせる。

（3）生徒によるいじめ防止の取組の推進

生徒自らがいじめを絶対に許さないという学校づくり進めるよう支援をしていく。そのために、生徒自身が積極的にいじめを防止するための活動をするよう工夫する。具体的には、いじめについての話し合いを行う、いじめ防止のキャンペーン活動を企画実施させる、生徒会活動の重点に位置づけるなどが考えられる。

（4）ネット（SNS 等含）いじめへの対応

① 児童生徒への指導、啓発（ネットモラルの育成）

ネット社会の利便性、有効性、危険性を理解し、自らトラブルに関わらない知識と安全な利用法を身につけさせる。

②保護者への啓発、協力依頼

情報提供を行い、保護者が生徒のネット利用の在り方を把握し、利用上の約束事を決めておくことに努めてもらうよう促す。

第３　いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめ防止等のために本校が実施する施策

（１）本校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置

> 第２２条　学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

本校では、いじめ防止等の対策を実効的に行うための組織として、「東中学校いじめ対策委員会」

（以下「いじめ対策委員会」という。）を設置する。このことにより、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することで複数の目による状況の見立てが可能となる。

【構成員】

この委員会の構成員には、管理職、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等とする。個々の事案により、学級担任の参加も可能とする。

また、必要に応じて、心理・福祉の専門家や県の「いじめ・非行防止対策支援チーム」の参加を町教育委員会に要請する。

【活動内容】

ア 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

イ いじめの相談・通報の窓口としての役割

ウ いじめの疑いに関する情報や児童・生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

エ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒の人間関係に関する悩みを含む）があったときには、緊急会議を開いていじめの情報の迅速な共有、関係のある児童・生徒へのアンケート調査や聴き取り調査等により、事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

オ いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携を密にした対応を組織的に実施する役割

【開催】

年３回開催するが、いじめ事案が発生した時には、緊急で開催することとする。

（２）本校におけるいじめ防止等に関する措置

本校は、教育委員会と連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

ア いじめの防止

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

指導に当たっては、発達段階に応じて、生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、事例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

東日本大震災により被災した児童生徒又は原子力発電所事故により避難している児童生徒については、被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、被災児童・生徒に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該児童生徒の特性を踏ま

えた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

また、未然防止の基本として、生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくる。

更に、教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

（ア）教師の言動・姿勢

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図れるようにするために、教師一人一人が日頃の指導について謙虚に振り返る。

また、**いじめられている児童生徒の立場で指導・支援を行うために**、

① **生徒の悩みを親身になって受け止め、生徒の出すサインをあらゆる機会を捉えて見逃さない**。

② **自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識を持ってあたる**。

③ **いじめられている生徒を守り通すことを最優先に指導・支援する**。

ことを念頭に置いて対応にあたる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- **教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合**
- **教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合**
- **教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合**

などがあることにも十分留意する。

（イ）**学級づくり**

生徒は学校生活の大半を学級で過ごすため、いじめの発生を防止するには、学級づくりがとても重要であることから、

① **生徒が安心して学校生活を送れるよう配慮する**。

- **生徒の気持ちを共感的に受け止める**。（「先生は自分の気持ちを分かってくれている…。」）
- 居場所をつくる。
- 見守る。（「いつもどこかで先生は見守っている。」）
- 規準を示す。（「……してはならない。」だけではなく、「こんなときにはこうしていくといいよ。」）

② 意欲や元気の源になるエネルギーをたくさん与える。

- 分かる楽しさを与える。（「分かった。」と思えたとき、「もっと分かりたい。知りたい。」というエネルギーがわいてくる。）
- 自分のよさや自分との違いのよさを認める。（「これまで気が付かなかった自分や級友のよさを先生が教えてくれた。」）

③ 生徒が自分の周りに起こる様々な問題を解決しながら、他者と調和的に生きていくための社会的

能力を育てる。

④　生徒会活動など児童生徒が自主的に取り組むいじめ問題への取組を支援する。

などのポイントを押さえた学級づくりに学校を挙げて取り組む。

（ウ）学習指導

学業不振やその心配のある生徒は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、生徒が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、学習活動の中で進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。授業改善に当たっては、ユニバーサルデザインや特別支援教育の視点も積極的に加味していく。

（エ）保護者同士のネットワークづくり

いじめの解決には、保護者の働きかけが大切であり、特に保護者同士が知り合いだといじめにブレーキが掛かることが多く、保護者同士の親密な関係が重要である。そこで、学級担任等がコーディネート役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめを始めとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、ＰＴＡ活動を通じて、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

（オ）インターネットを通じて行われるいじめの防止

本校では、生徒がインターネット上のいじめに遭遇しないよう情報モラルの徹底を図る。

① 特別活動等の時間を活用して、ネット問題について生徒向けの指導や講演会を実施する。その際、「青少年のネットモラル啓発ＤＶＤ」等の具体的な資料等の活用を図る。

② 保護者対象ネット意識啓発講演会等を実施し、保護者の意識啓発に力を入れる。

③ タブレット使用の際の情報モラルの指導を各学級で行う。

イ　早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

けんかやふざけ合い（被害生徒の認識次第ではいじめに該当）であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する必要がある。

このため、日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童・生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。併せて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

各学校は、学校いじめ防止基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要がある。

アンケート調査や個人面談において、生徒が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教

職員に報告することは、当該生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければならない。これを踏まえ、学校は、児童生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。

特に、次の点に留意して、いじめの早期発見に努める。

（ア）埼玉県教育委員会が作成した「彩の国　生徒指導ハンドブック」にある「いじめ発見のチェックポイント」を活用し、該当する項目があれば生徒に声をかけ、該当する項目が複数あるときには、生徒指導主任や学年主任に相談する。

（イ）いじめの早期発見に向けた校内体制を確立する。

（ウ）「彩の国　生徒指導ハンドブック」にある「いじめの取組のチェックポイント」を活用し、指導体制、教育指導の在り方、早期発見・早期対応に向けた体制、家庭・地域との連携の在り方について学校を挙げて改善に努める。

ウ　いじめに対する措置

教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、東中学校いじめ対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければならない。教員は、ささいな兆候や懸念、生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談する。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、東中学校いじめ対策委員会に報告を行わないことは、いじめ防対法（以下、法）の第２３条第１項の規定に違反し得る。

また、教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要がある。

東中学校いじめ対策委員会において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害生徒を徹底して守り通すとともに、加害生徒に対しては、当該生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

加えて、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめにあたると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側を傷付けたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導に　よらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を東中学校いじめ対策委員会へ情報共有することは必要となる。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取り組む。

（ア）いじめている生徒への指導

いじめの内容や関係する生徒について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

（イ）いじめられている生徒への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。そこで、本人のプライドを傷付けず、共感的態度で話を親身に聴く。また、日頃から温かい言

葉掛けをし、本人との信頼関係を築いておく。

（ウ）周りではやし立てる生徒への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。

また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

（エ）見て見ぬふりをする生徒への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。

また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることに気付かせる。

（オ）学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- 自らの意思によって、行動がとれるように指導する。
- いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- 道徳教育の充実を図る。
- 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

（カ）いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この**相当の期間とは、少なくとも３か月を目安**とする。**ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は東中学校いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する**ものとする。**教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。**行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により継続的に確認する。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する責任を有する。東中学校いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。また、いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

（キ）他校の生徒が関わるいじめに関する対応

本校の教職員が、いじめに係る相談等において他校の生徒が関わるいじめの事実があると思われるときは、当該校への通報その他の適切な措置をとる。

（ク）町教育委員会への報告

法第２３条第２項に基づき、いじめに対する措置の結果を町教育委員会へ速やかに報告する。

２　重大事態への対処

（１）重大事態への対処の流れ

ア　「重大事態」の意味を全関係者が理解しておく。（１２ページ以下を参照）

イ　いじめにより重大な被害が生じたという申出が生徒や保護者からあったときは、本校がいじめによる重大事態ではないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして調査・報告等に当たる。

ウ　重大事態が発生した場合、本校は小川町教育委員会へ事態発生について報告する。

エ　本校は、いじめ対策委員会により当該重大事態に関する調査を行う。（個々の重大事態により、専門的知識及び経験を有する当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図る。：第３者委員会の設置）

オ　上記エの調査は、客観的な事実関係を速やかに、正確に把握するための調査である。また、いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にするものであり、因果関係の特定を急がない。また、法第２３条第２項に基づき、本校として既に調査している事案であっても、重大事態となった時点で、本校は調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。（ただし、法第２３条第２項に基づく調査により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。）

カ　上記エの調査に先立ち、アンケートにより得られた調査結果は、いじめを受けた生徒や保護者に提供する場合があることを調査対象となる児童・生徒や保護者にあらかじめ説明しておく。

キ　上記エの調査を行ったいじめ対策委員会は、明らかになった事実関係をいじめられた生徒及びその保護者に適切に提供する。（適時、適切な方法で経過報告、結果報告をする。）

ク　上記エの調査結果は、町教育委員会へ報告する。その際、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の調査結果に対する所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

（２）町教育委員会又は本校による調査

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第２８条　学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一　いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二　いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

２　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

３　第１項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

ア　重大事態の発生と調査

（ア）重大事態の意味について

「いじめにより」とは、各号に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第２号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間３０日を目安とする。ただし、児童・生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、本校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、いじめにより重大な被害が生じたという申立てが生徒や保護者からあったときは、その時点で本校が「いじめの結果ではない。」あるいは「重大事態とは言えない。」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。生徒又は保護者からの申立ては、学校が把握していないいじめに関する極めて重要な情報である可能性がある。そのことを踏まえ、重大事態としての調査に当たるべきである。申立てについて調査をしないまま、いじめの重大事態でないと断言することはあってはならない。

（イ）重大事態の報告

重大事態が発生した場合、本校は町教育委員会へ、事態発生について報告する。

（ウ）調査の趣旨及び調査主体について

法第２８条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

本校は、重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、本校が主体となって調査を行う。ただし、従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童・生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、本校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと町教育委員会が判断する場合や、本校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、町教育委員会において調査を実施する。

本校が調査主体となる場合、法第２８条第３項に基づき、町教育委員会との連携を図りながら実施する。

（エ）調査を行うための組織について

本校は、その事案が重大事態であると判断したときは、当該重大事態に係る調査を行うため、速やかに、いじめ対策委員会を母体とし、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者（第三者）の参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保する。

本校が調査の主体となる際には、町教育委員会の協力を要請する。

（オ）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や児童・生徒の人間関係にどのような問題があったか、本校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、本校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものであり、本校は町教育委員会に対して積極的に資料を提供するとともに、調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

①　いじめられた生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめを受けた生徒から可能な限り聴き取った上で、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う際、いじめを受けた児童生徒や情報を提供してくれた生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた生徒への指導を行い、いじめ行為を止める。

いじめを受けた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめを受けた児童生徒の状況に合わせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、国の基本方針の別添「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、関係機関ともより適切に連携するなどして、対応に当たる。

②　いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合

児童生徒の入院や死亡など、いじめを受けた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該

生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する。調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などが考えられる。

（カ）自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行うことが必要である。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第２８条第１項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、次の事項に留意し、「児童生徒の自殺が起きたときの背景調査の指針」（平成２７年３月　児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とするものとする。

① 背景調査に当たり、遺族が当該生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。

③ 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。

④ 死亡した生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、本校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。

④ 詳しい調査を行うに当たり、本校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り遺族と合意しておくことが必要である。

⑤ 調査を行う組織については、弁護士、精神科医、学識経験者及び心理や福祉の専門家等の専門的知識及び経験を有する者であって、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）について、職能団体や大学、学会からの推薦等により参加を図ることにより、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

⑥ 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。

⑦ 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要であることに留意する。

⑧ 本校が調査を行う場合においては、町教育委員会から情報の提供について必要な指導及び支援を受ける。

⑨ 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけることや、断片的な情報で誤解を与えることのないよう留意する。なお、亡くなった生徒の尊厳の保持や、児童・生徒の自殺は連鎖（後追い）の可能性があることなどを踏ま

え、報道の在り方に特別の注意が必要であり、ＷＨＯ（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にする。

また、「彩の国　生徒指導ハンドブック」の「Ⅱ　自殺予防対策編『資料』」も参考にする。

（キ）その他留意事項

重大事態が発生した場合に、関係のあった生徒が深く傷付き、本校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。本校は、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

イ　調査結果の提供及び報告

（ア）いじめを受けた生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供する責任

> （学校の設置者又はその設置する学校による対処）
> 第２８条第２項　学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

本校は、いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景・事情や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなど）について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。また、適時、適切な方法で、経過報告も行う。

これらの情報の提供に当たっては、本校は、他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことはしない。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめを受けた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する。

また、本校が調査を行う際、町教育委員会から情報提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を受ける。

（イ）調査結果の報告

本校の調査結果については、町教育委員会に報告する。

上記（ア）の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて町教育委員会に送付する。

第３　その他いじめ防止等のための対策に関する重要事項

本校は、いじめ対策委員会において毎年度、東中学校基本方針にある各施策の効果を検証し、東中学校基本方針の見直しを検討する。検討の結果、必要があると認められるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じる。

＜資料＞年間行事予定

	１学年	２学年	３学年
４月	・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針における取組策定（第１回いじめ対策委員会にて） ・生徒指導委員会：「今年度の学校基本方針」策定 ・あいさつ運動の実施（学期始め） ・学校運営協議会において基本方針の協議・周知 ・学年ごとの集中人権学習（２時間）		
	・新入生に対するいじめ防止教育（生徒指導部）	・いじめ防止教育（学年・生徒指導部）	
５月	・自分自身にかかわることとして、特別の教科道徳を通しての指導（道徳教育部） ・教育相談による、いじめ聞き取り調査		
６月	・タブレット使用の際の情報モラルの授業（各学級）		
７月	・ネットいじめ防止及びネット利用啓発（生徒指導部） ・他人とのかかわりに関することとして、特別の教科道徳を通しての指導（道徳教育部） ・家庭訪問または個人面談		
８月	・家庭訪問または個人（個別）面談		
９月	・いじめの防止及び早期発見・早期解決に係る校内研修会の実施 ・あいさつ運動の実施		
10 月	・自然等とのかかわりとして、特別の教科道徳を通しての指導（道徳教育部） ・教育相談によるいじめ聞き取り調査		
11 月	・生徒会本部によるいじめ撲滅取組（いじめ撲滅強調月間の取組）		
12 月	・集団・社会とのかかわりとして、特別の教科道徳を通しての指導（道徳教育部） ・生徒対象学校生活アンケート ・あいさつ運動の実施		
１月	・生徒対象、保護者対象いじめアンケート調査（生徒指導部） ・アンケートの集約と対応（第２回いじめ対策委員会） ・あいさつ運動の実施		
２月	・学校運営協議会において基本方針の協議 ・人間としての在り方生き方とのかかわりとして、特別の教科道徳を通しての指導（道徳教育部）		
３月	・企画委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討 ・あいさつ運動の実施 ・今年度の問題の検討及び新年度の取組の検討（第３回いじめ対策委員会）		